



JAL不当解雇撤回ニュース

No 100号 2011.12.22
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.com>



勝利判決に全力を上げる 裁判は結審 原告団・国民共闘が声明

東京地裁にて記者会見に臨む原告団、弁護団、及び JAL 不当解雇撤回国民共闘の代表。前列左より国民共闘金澤共同代表(全労協議長)、内田客乗原告団長、山口弁護士、山口乗員原告団長、堀江婦団連会長、後列左より遠藤国民共闘事務局員(全労協幹事)、宮井 CCU 副委員長、小川日航乗組委員長、井上国民共闘事務局員(全労連事務局次長)

JAL 不当解雇撤回裁判は 12 月 19 日(パイロット)及び 12 月 21 日(客室乗務員)の口頭弁論で結審となり、判決日もそれぞれ言い渡されました。これを踏まえ、原告団と JAL 不当解雇撤回国民共闘は連名で声明を出し記者会見で発表しました。以下に記者会見で発表した声明の全文を紹介します。なお見出しは編集部が付けました

日本航空不当解雇撤回裁判の結審を受けて(声明)

判決は 3 月 29 日、30 日

昨年 12 月 31 日、日本航空でパイロット 81 名、客室乗務員 84 名、合計 165 名の「整理解雇」が強行されました。被解雇者のうち 148 名が裁判に立ち上がり、これまで法廷の内外で不当解雇の撤回を求める運動を展開してきました。そして、12 月 19 日の東京地裁民事 36 部でのパイロット裁判の最終弁論に続き、本日民事 11 部での客室乗務員裁判も最終弁論が終わり、それぞれ 3 月

29 日、3 月 30 日に判決を迎えることとなりました。

本年 1 月 19 日の提訴以来、異例の速さで裁判が進められてきました。日本航空の「整理解雇」事件の裁判は、労働者の雇用を守る闘いであると同時に「安全と公共性」が求められている公共輸送機関の破綻・再建のあり方が問われている裁判でもあることから、国内の労働組合や民主団体だけでなく、国際的な団体からも支援声明が寄せられるなど、高い関心が示されています。

裁判で原告 が主張したこと

この裁判で注目すべ



会見でコメントする金澤共同代表



コメントを述べる堀婦団連会長

き点は、最高経営責任者である稲盛会長が2月8日の記者会見に続き、9月30日の証人尋問でも「整理解雇の必要性がなかった」ことを認めたことです。私たちはこの「整理解雇」が、昨年11月末時点で、更生計画に謳われている日本航空本体での1,500名の削減目標に対して、すでに希望退職で1,688名に達していたこと(12月9日時点では1,696名でした)、また利益についても更生計画の641億円の目標に対して、11月末で、すでに1,460億円の営業利益を上げていたことから、解雇の必要性など全くないと訴えてきました。これを裏付けるように、2010年度の営業利益は史上最高の1,884億円を達成し、人件費削減目標は206億円も超過して削減したことが法廷で明らかになりました。

また人選基準では、機長55歳以上、副操縦士48歳以上、客室乗務員53歳以上という年齢差別や、病欠勤歴等を基準にしてきたことから、日本国憲法、労基法などの国内法規や、ILO条約、国際人権条約などの国際標準に反するものであると指摘してきました。

さらに、労使協議の中で管財人が労働組合への支配介入を行い、東京都労働委員会から不当労働行為が認定され救済命令が出されたことも重大です。

本件整理解雇は、会社更生手続き下にあることを口実に整理解雇を正当化し、多くの労働者の闘いによって築き上げてきた「整理解雇の4要件」を踏みにじるものであり、日本を解雇自由の社会に変えていこうとする狙いがあります。

裁判の中で明らかになったこと

この裁判を通して明らかとなった点は以下のとおりです。

1. 「整理解雇」の4要件を踏みにじる違法・不当解雇であった。
1. 経験豊富なベテラン労働者の排除や、健康上の理由で乗務を取りやめることを躊躇させる状況など、安全を支える現場を無視した再建である。

1. 「安全と公共性」が置き去りにされ、利益第一主義での再建となっている。

1. 組合役員の排除による組合活動への攻撃を狙った解雇である

1. 労使関係の安定化など、過去の連続事故の反省が全く生かされていない。

また法廷で、「破綻の原因と責任は、空港の乱造などのゆがんだ航空行政と、本業以外への投資の失敗などの放漫経営にある」との原告の主張に対して、被告からの反論が全くないことも特徴となっています。



裁判の経過と争点等を話す山口弁護士(中央)。右は内田客乗原告団長、左は山口乗員原告団長

勝利判決に向け全力を上げる

このように本件解雇は、経営に携わる権限も責任もない労働者に対する違法・不当な解雇であることが法廷で改めて浮き彫りになりました。原告のみならず、内外の労働者、市民団体、国際組織は、上記の観点に基づき、司法において公正な判断がくだされることを期待しています。

私たち日本航空不当解雇撤回裁判の両原告団と国民支援共闘会議は、引き続き勝利判決を目指し、あらゆる取り組みを行う決意です。

2011年12月21日

日本航空不当解雇撤回裁判 乗員・客乗原告団

JAL 不当解雇撤回裁判の判決日

パイロット

3月29日 14:30～ 103号法廷

客室乗務員

3月30日 15:00～ 103号法廷

日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議